法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第三項中「別表二十二」を「別表二十四」に、「別表二十四」を「別表二十六」に改める。

第三十八条の五十一に次の一項を加える。

2　法第二条第三十一号の三（定義）に規定する国際最低課税残余額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十一及び別表二十一付表（更正請求書にあつては、別表二十一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第三十八条の六十八に次の一項を加える。

2　法第二条第三十一号の四（定義）に規定する国内最低課税額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十二から別表二十二付表二まで（更正請求書にあつては、別表二十二を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第四十条第二項及び第四十一条第二項中「別表二十一」を「別表二十三」に改める。

第五十四条中「別表二十二」を「別表二十四」に改める。

第五十七条中「別表二十三」を「別表二十五」に改める。

第五十九条第四項中「別表二十二」を「別表二十四」に改める。

第六十一条の九に次の一項を加える。

2　法第二条第三十一号の三（定義）に規定する国際最低課税残余額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十一及び別表二十一付表（更正請求書にあつては、別表二十一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第六十一条の十一に次の一項を加える。

2　法第二条第三十一号の四（定義）に規定する国内最低課税額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十二から別表二十二付表二まで（更正請求書にあつては、別表二十二を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第六十六条第二項中「別表二十四」を「別表二十六」に改める。

第六十七条第三項中「別表二十二」を「別表二十四」に、「別表二十四」を「別表二十六」に改める。

第七十条中「別表二十一」を「別表二十三」に改める。

別表一の記載要領第四号⑵中「別表六(九)付表「32」若しくは「37」、別表六(十)付表「29」」を「別表六(九)付表「40」若しくは「45」、別表六(十)付表一「29」」に改め、同号㈢中「第17条の４の２第１項」を「第17条の５第１項」に改め、同第九号中「又は通算親法人である協同組合等のうち令和７年４月１日前に開始した事業年度において租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受けるもの」を削り、同号⑴ロ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第５条第１項（マンション建替組合、同法第116条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第５条第１項（マンション再生事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第109条（マンション等売却事業の実施）に規定するマンション等売却組合、同法第163条の２（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合」に改め、同号㈡中「第42条の３の２」を「（中小企業者等の法人税率の特例）」に改め、同第十一号⑴及び⑵を次のように改める。

(1)　第９号(1)に掲げる法人　租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）」(1)」の欄の金額が10億円（当該事業年度が１年に満たない場合（同法第66条の11の３第４項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）には、10億円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。(1)及び(2)において同じ。）以下であるときは「、17％又は19％」を消し、同法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15％、」及び「又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

(2)　第９号(2)に掲げる法人　「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）(1)」の欄の金額が10億円以下である場合には「、17％又は19％」を消し、その他の場合には「15％、」及び「又は19％」を消すこと。

別表一の記載要領第十一号㈢及び㈣を削る。

別表一付表の表中「中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書」を「中小通算法人の軽減対象所得金額の計算に関する明細書」に、「

他の中小通算法人の所得金額の合計額 （別表十八(一)「４の計」）－(1)

」を

「

他の中小通算法人等の所得金額の合計額 （別表十八(一)「４の計」）－(1)

」

に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、中小通算法人（法第66条第６項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に規定する中小通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が当該事業年度（当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において同項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表一付表の記載要領第一号及び第三号中「中小通算法人等」を「中小通算法人」に改める。